

飛込競技 公認審判員資格規程

第1条（目 的）

この規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下、「本連盟」という）公認競技役員資格規程第2条の2「公認審判員」規程に基づき、飛込競技公認審判員（以下、「公認審判員」という）に関する基準を定め、判定が公正かつ公平になされるために必要な知識、技能を習得させ、ひいては飛込競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

第2条（種 別）

公認審判員の種別は、下記の通りとする。

- 1 飛込競技C級審判員（以下、「C級審判員」という）
- 2 飛込競技B級審判員（以下、「B級審判員」という）
- 3 飛込競技A級審判員（以下、「A級審判員」という）

第3条（種別による競技会参加制限）

公式・公認競技会の審判員は、下記に従い編成しなければならない。

- 1 公認審判員の資格を取得していない者は、本連盟または加盟団体が主催する「公式競技会」、本連盟または加盟団体が公認する「公認競技会」での審判はできない。
- 2 C級審判員は、日本選手権水泳競技大会、翼ジャパンダイビングカップ、国際大会代表選手選考会、全国中学校水泳競技大会、日本高等学校選手権水泳競技大会、日本学生選手権水泳競技大会、国民スポーツ大会を除く公式競技会ならびに公認競技会での審判ができる。
- 3 B級審判員は、日本選手権水泳競技大会、翼ジャパンダイビングカップ、国際大会代表選手選考会を除く、公式競技会ならびに公認競技会での審判ができる。
- 4 A級審判員は、すべての公式競技会ならびに公認競技会での審判ができる。
- 5 本連盟が主催する競技会における審判員の年齢は70歳までとする（誕生日を迎える年度の3月31日まで。ただし、地域大会はこの限りではない。）。
- 6 特例は別に定める。

第4条（資格審査）

公認審判員の資格審査は、下記の通りとする。

- 1 公認審判員として必要な、競技に関する専門知識、実務経験の有無、および実務内容について行う。
- 2 審判実務内容が著しく劣る者は、本連盟資格審査委員会の審査を経て、下位の資格に変更することがある。
- 3 本連盟の飛込委員会で予備資格審査を行い、本連盟資格審査委員会に推薦する。
- 4 本連盟資格審査委員会の審査により適格と認められた者に、公認審判員資格証を交付する。
- 5 前項に関わらず、C級審判員の認定については、本連盟飛込委員会が審査により適格と認められた者に公認審判員資格証を交付する。

第5条（申請条件）

公認審判員資格の申請条件は、下記に掲げる者とする。

- 1 C級審判員の資格申請ができる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。

- 1) 満20歳以上の者。
 - 2) 本連盟の公認競技役員登録者。
 - 3) 連盟主催または公認審判研修会を1年以内に受講した者。
 - 4) 下記項目のいずれかに該当する者。
 - イ) 競技者として公式競技会に出場経験を有する者。
 - ロ) 競技役員として実務経験を有する者。
 - ハ) 競技者の指導経験を有する者。
 - 5) 本連盟主催の大会または各加盟団体主催の大会のうち、2大会において模擬審判（個人競技、シンクロナイズド競技の両方）をし、飛込委員会の審査によりの確と認められた者。
- 2 B級審判員に昇格申請ができる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
- 1) 満23歳以上の者。
 - 2) 本連盟の公認競技役員登録者。
 - 3) 中央研修会または伝達研修会を1年以内に受講した者。
 - 4) 下記項目のいずれかに該当する者。
 - イ) C級審判員登録後4年以上経過し、その間に公式競技会で4回以上（全国大会で2回以上を含む）の審判実務経験を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。
 - ロ) 競技者として本連盟主催の全国大会上位入賞の実績を有する者で、C級審判員として1年以上経過し、その間に全国大会で1回以上の審判実務を有し、審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。
- 3 A級審判員に昇格申請ができる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
- 1) 満25歳以上の者。
 - 2) 本連盟の公認競技役員登録者。
 - 3) 中央研修会を1年以内に受講した者。
 - 4) 公式競技会における審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。
 - 5) 下記項目のいずれかに該当する者。
 - イ) B級審判員登録後4年以上経過し、その間に公式競技会で6回以上（全国大会で4回以上を含む）の審判実務経験を有する者。なおかつ全国大会において模擬審判と専門知識テストを受け、飛込委員会の審査によりの確と認められた者。
 - ロ) 競技者として本連盟主催の全国大会上位入賞の実績を有する者で、B級審判員として2年以上の審判実務経験を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。
 - ハ) 競技者として国際大会代表選手の実績を有する者で、B級審判員として1年以上の審判実務実績を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。
- 4 国際審判員の資格取得を新規に申請できる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
- 1) 満50歳未満の本連盟公認A級審判員。
 - 2) World Aquatics主催のダイビング ジャッジ スクールを受講できる者。

第6条（登録）

公認審判員として登録する場合は、下記に従い行う。

- 1 公認審判員資格を認定された者は加盟団体を経由し、本連盟に公認審判員として登録

することができる。

- 2 公認審判員資格の有効期限は、申請の翌年度4月1日から4年間とする。

第7条（更新登録）

公認審判員の更新登録は、下記に従い行う。

- 1 更新登録ができる者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。
 - 1) 登録期間中2年間に1回以上の審判実務経験を有する者。
 - 2) 中央研修会または伝達研修会を1年間に1回以上受講している者。
 - 3) 特例は別に定める。
- 2 特別の理由により更新登録を1年間以上できなかった場合、本連盟飛込委員会は、下位の資格に変更することがある。

第8条（申請方法）

公認審判員の各種申請を行う場合は下記に従い行う。

- 1 該当者が申請をする場合、申請書に登録料を添えて加盟団体に提出する。加盟団体は押印の上、申請書A・B2枚を本連盟飛込委員会審判部宛に送付する。
- 2 現有公認審判員資格の有効期限内に昇格申請を行う場合、登録料の納付は不要である。この場合昇格後の公認審判員資格の有効期限はそれまで所有していた公認審判員資格の有効期限となる。
- 3 資格証を再発行する場合、申請書に再発行手数料を添えて加盟団体に提出する。加盟団体は押印の上、申請書を本連盟飛込委員会審判部宛に送付する。

第9条（審判研修会）

公認審判員は、下記に従い審判研修会の受講義務、開催義務を負う。

- 1 公認審判員として必要な飛込競技の専門知識、および審判技術向上のため、中央研修会または伝達研修会を毎年1回以上実施する。
- 2 A・B級審判員は中央研修会を受講し、専門知識の確認を受けなければならない。
- 3 C級審判員および新規に資格の取得を希望する者は、中央研修会または伝達研修会を受講しなければならない。
- 4 中央研修会を受講したA・B級審判員は、その資料に基づき都道府県、または地域単位で伝達研修会を開催しなければならない。
- 5 中央研修会はC級審判員の受講を妨げない。
- 6 特例は別に定める。

第10条（資格の取消し）

下記の事由に該当する場合は、本連盟資格審査委員会の審議を経て、資格を取り消すことがある。

- 1 本連盟または加盟団体より審判員の委嘱を受けたにもかかわらず、特別な事由なく1年間以上審判を行わなかった場合。
- 2 更新登録を特別な事由なく1年間以上怠った場合。
- 3 審判研修会を特別な事由なく受講しなかった場合。

第11条（細 則）

本規程施行のための細則は、別に定める。

第12条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は2023（令和5）年4月1日より制定・施行され、同日以降開催される競技会に適用される。
 - 2 本規程は、2024（令和6）年6月8日より一部改定施行する。
 - 3 本規程は、2025（令和7）年6月14日より一部改定施行する。